

京都精華大学大学院芸術研究科学位（論文博士）審査規則

2015年12月07日 改定

（目的）

第1条 この規則は、「京都精華大学学位規程」第3条第4項に基づく博士の学位(以下「論文博士」という。)の審査について定めるものである。

（申請資格）

第2条 論文博士の学位を申請することのできる者は、「京都精華大学学位規程」(以下「学位規程」という。)第3条第4項の定めによるものとする。

（出願資格審査）

第3条 論文博士の学位を申請しようとする者(以下「学位申請予定者」という。)は、あらかじめ出願資格審査に合格しなければならない。

2 学位申請予定者は、博士後期課程委員会が指定する期日までに、出願手数料 50,000 円を添えて第3項に定める書類を提出しなければならない。

3 出願資格審査に際し提出する書類およびその書式は、以下に定めるものとする。

(1) 学位申請出願資格審査申請書(様式第1号) 1部

(2) 履歴書(様式第2号) 1部

(3) 学位申請予定者が制作した作品等のポートフォリオや学術論文等の業績 5部

(4) 学位申請出願資格審査論文(以下「出願資格審査論文」という。) 5部

① 出願資格審査論文の使用言語は、日本語とする。ただし、博士後期課程委員会が認めた場合に限り、英語での出願資格審査論文の提出を可とする。

② 出願資格審査論文は、「はじめに(序論)」、「本論」、「おわりに(結論)」などの章節およびそれらの題目、すなわち学位請求論文の構成を明確にする目次を記すこと。

③ 出願資格審査論文は、使用言語を日本語とする場合は、400字詰め原稿用紙25枚以上(引用・資料を除く。)、またはPCを使用し、A4用紙縦書き(余白:上30mm・下30mm・左35mm・右30mm)で、で10,000字以上(10.5ポイント、1行40字、40行、引用・資料を除く。)とすること。

使用言語を英語とする場合は、原則PCを使用し、A4用紙横書き(余白:上30mm・下30mm・左35mm・右30mm)でダブルスペースにより5,500words以上(1ページ:25行、フォント:タイムズニューローマン、11ポイント、引用・資料を除く。)とすること。

④ 出願資格審査論文の使用言語を英語とする場合は、予備審査論文とともに日本語の論文要旨を提出すること。日本語の論文要旨は、原則PCを使用し、A4用紙横書き(余白:上30mm・下30mm・左35mm・右30mm)に全文3,000字以上(10.5ポイント、1行40字、40行、引用・資料を除く。)とし、各章(各節)ごとに記すこと。

⑤ 出願資格審査論文には、それぞれの部分(章・節などについて)の概略を簡潔に記すこと。

⑥ 出願資格審査論文は、中央下にページ番号を記すこと。

（出願資格審査委員会）

- 第4条 出願資格審査委員会は、学位申請予定者について出願可否の判定を行うため、博士後期課程委員会において同委員会の構成員のうちから選出された3名以上の出願資格審査委員をもって組織する。
- 2 出願資格審査委員会は、博士後期課程委員長がその必要を認めるときは、当該博士後期課程委員会構成員以外の教員を加えることができる。
- 3 出願資格審査委員会に委員長をおき、委員長は、審査委員の互選によるものとする。
- 4 出願審査委員会は、学位申請予定者の作品審査および研究分野に関連する口述審査を行うものとする。

(審査基準)

第5条 出願資格審査は、以下の基準にて厳正に行うものとする。

- (1) 当該学位申請予定者が、本大学院が博士の学位を授与するにふさわしい制作技術を有していること。
- (2) 当該出願資格審査論文が、本学が授与する博士の学位を授与するにふさわしいものとして完成する見込みの有無
- (3) 出願資格審査論文が、申請者の研究業績をふまえ、その集大成と認められる内容として完成する見込みの有無
- (4) 出願資格審査論文の属する研究領域において、独創性ある展開の可能性の有無
- (5) 出願資格審査論文の属する研究領域の発展に貢献する可能性の有無
- (6) 出願資格審査論文に、他の研究領域を含む学際性ある展開の可能性の有無

(合否の判定)

第6条 出願資格審査における合否の判定は、出願資格審査委員会構成員の3分の2以上が出席(4週間以上の出張者・欠勤者、休職者および学外研究員を定足数から除外する。)し、かつ、出席者の過半数が賛成しなければならない。

(審査結果の通知)

第7条 出願資格審査における審査結果については、博士後期課程委員会委員長が当該申請者に文書によって通知するものとする。

(申請手続き等)

- 第8条 出願資格審査に合格した者は、「学位規程」第6条第1項に規定する書類各3部の他、以下の号に定める論文審査料200,000円を添えて、学長に提出しなければならない。
- 2 「学位規程」第6条第1項に規定する提出書類の様式・体裁については、「京都精華大学大学院研究科学位(課程博士)審査規則」第8条第3項の規定に基づくものとする。
 - 3 提出された博士論文については、博士後期課程委員会の議を経て、学長が受理する。
 - 4 論文博士の学位申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

(博士論文の審査)

第9条 博士論文の審査については、「学位規程」第7条の規定に基づく。

(学位審査)

第 10 条 最終学位審査は、学位論文発表会終了後に、博士論文およびその関連する分野について、口頭試問によって行うものとする。

(学位審査委員会)

第 11 条 審査委員会については、「学位規程」第 8 条の規定に基づく。

2 審査委員会に委員長を置き、委員長は、博士後期課程委員会の互選によるものとする。

(審査基準)

第 12 条 博士論文の審査基準は、以下の基準に基づいて厳正に行うものとする。

- (1) 当該博士論文が、当該申請者の研究業績をふまえ、その集大成と認められる内容であること
- (2) 当該博士論文の属する研究領域において、独創性が認められること
- (3) 当該博士論文の属する研究領域の発展に貢献するものであると認められること
- (4) 当該博士論文に、他の研究領域を含む学際性が認められること
- (5) 本学大学院が授与する博士の学位にふさわしいと認められるものであること

(審査結果の報告)

第 13 条 博士論文審査結果および試験結果については、「学位規程」第 9 条の規定に基づく。

(合否の審議)

第 14 条 研究科長は、前条の報告に基づき、後期課程委員会において合否を審議する。

2 前項に規定する合否の審議には、博士後期課程委員会構成員の 3 分の 2 以上が出席(4 週間以上の出張者・欠勤者、休職者および学外研究員を定足数から除外する。)し、かつ、出席者の過半数が審議結果に賛成しなければならない。

(審議結果の認定)

第 15 条 審議結果の認定については、「学位規程」第 11 条の規定に基づく。

(雑則)

第 16 条 本規則に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

(事務担当部署)

第 17 条 この規則に関する事務は、教学グループが担当する。

(改廃)

第 18 条 この規則の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

- 1 この規則は、2006 年 3 月 27 日に制定し、同日より施行する。
- 2 2013 年 1 月 28 日に改定し、2013 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 2015 年 12 月 7 日に改定し、同日より施行する。

学位申請出願資格審査申請書

学位申請出願資格審査申請書

年 月 日

京都精華大学長 殿

住 所

氏 名

印

(連絡先

)

「京都精華大学大学院芸術研究科学位（論文博士）審査規則」第 3 条の規定により、
学位申請出願資格審査論文および出願手数料 50,000 円を添えて学位審査出願資格審査
を申請いたします。

論文題名 _____

様式第 2 号(第 3 条関係) 履歴書(A4 縦版)

[履歴書](#)

履 歴 書

[写真貼付欄]
 横 3 c m
 縦 4 c m
 無帽・正面上半身・無背景
 最近3ヶ月以内に撮影のもの。
 写真の裏に氏名を記入し、
 貼付すること。

西暦 年 月 日現在

フリガナ		性別	男 ・ 女
氏 名 外国人のみローマ字 (大文字) で記入	(姓) (名)	生年月日 (西暦)	
	ローマ字 (Surname) (Given name)	年 月 日生 20 年 4 月 1 日現在 (満 歳)	
フリガナ			
現住所	(〒 -)		
連絡先	TEL () -	携帯電話 ()	-

● 学歴（最終出身校までの学歴をすべて記入）

学校名	国・所在地	卒業・修了・ 中退の別	在学期間（西暦）	在学年数
			年 月～ 年 月	年
			年 月～ 年 月	年
			年 月～ 年 月	年
			年 月～ 年 月	年
			年 月～ 年 月	年
			年 月～ 年 月	年

● 職歴（職務経験のある方のみ記入）

勤務先	職種・業種	国・所在地	勤務期間（西暦）	在職年数
			年 月～ 年 月	年
			年 月～ 年 月	年
			年 月～ 年 月	年
			年 月～ 年 月	年
			年 月～ 年 月	年